

No.584

6 2026.
月号

June

夏の昭和町に、潮風が届く。

「町民ふれあい保養所」の風景。
夏を満喫できる施設で今年の夏も楽しもう！

さがらサンビーチ

松崎海水浴場

御前埼灯台

静波海岸

雲見海水浴場

contents

- 02 ふれあい保養所で楽しい休日を
- 06 国民健康保険税の税率変更について
- 09 子育て支援応援クーポン

- 14 町のわだい
- 22 暮らしの情報 ほか
- 24 わが家のアイドル、みんなの食育 ほか

ふれあい保養所で楽しい休日を!

町では、県内外の観光協会等と提携し「町民ふれあい保養所」を設け、施設利用費の助成を行っています。

助成期間 令和8年**4月1日**～令和9年**3月31日**まで **助成対象** 町民の方

提携団体

区分Ⅰ ●早川町観光協会 ●鳴沢村観光協会 ●松崎町観光協会 ●身延町

区分Ⅱ ●まきのほら活性化センター ●御前崎市観光協会 ●河津温泉旅館組合

助成額 下記の助成区分と種別ごとに、次の額を助成券として交付します。
助成券の交付は、1回の旅行につき、一人あたり1枚の交付を原則とします。ただし、「宿泊」種別の助成を受ける場合、宿泊助成券1枚に加え、「日帰り」種別の助成券1枚も同時に交付します。
助成券は、他者(同一世帯員も含む)への譲渡が禁止されています。

区 分		助成種別(助成券種)	1回(枚)あたりの助成上限額	助成回数(枚数)
区分Ⅰ	早川町、鳴沢村、松崎町、身延町、小布施町	宿 泊	3,000円/人	2回/人
		日帰り	1,500円/人	2回/人
区分Ⅱ	牧之原市、御前崎市、河津町(宿泊のみ)	宿 泊	3,000円/人	2回/人
		日帰り	基本料金分	2回/人

※上記にかかわらず、次の場合は1回の旅行につき1枚以上の助成券を交付可能。

- ▶「松崎町」及び「区分Ⅱ」の宿泊で連泊利用する場合、1回の旅行を2回の旅行とみなし、宿泊助成券2枚を一度に助成。宿泊日数にかかわらず「松崎町」及び「区分Ⅱ」の宿泊助成と一緒に「日帰り」助成を受ける場合、日帰り助成券2枚を同時に助成。
- ▶宿泊料金が無料となる子どもは、助成対象外。

※「日帰り」助成券は、各保養施設の基本料金を助成。(飲食代、土産代は助成対象外)

※「宿泊」助成券は、宿泊料金が3,000円未満の場合、助成対象外。(キャンプ場等のレンタル料金やBBQ食材費は助成対象外)

利用方法 提携施設ごとに助成券の申請手順が異なります。次の手順で予約等を行ったうえ、役場総務課で助成券の交付を申請ください。
なお、交付された助成券は、利用者個人の氏名を明記し、お会計や入場の際、忘れずに施設へご提示ください。未提示の場合、助成を受けられません。

■申請窓口…昭和町役場 総務課 ☎275-8153

■申請時の持ち物…本人確認のできる書類(免許証等)、印鑑、施設から発行された予約通知書
(ない場合は、予約人数と料金が分かるもの)

提携施設ごとの利用手順

A. 早川町・鳴沢村・身延町・河津町の宿泊施設

- ①直接、施設へ申し込みます。
- ②予約が取れたら、役場で助成券の交付を受けてください。

B. 牧之原市の宿泊施設

- ①直接宿泊施設へ申し込みます。
- ②予約が取れたら、活性化センターへ予約内容を伝えてください。「予約通知書」が発行されます。
- ③「予約通知書」が届きましたら、それを持参の上、役場で助成券の交付を受けてください。
▶まきのほら活性化センター ☎0548-22-5600

C. 御前崎市の宿泊施設

- ①直接宿泊施設へ申し込みます。
- ②予約が取れたら、観光協会へ予約内容を伝えてください。「予約通知書」が発行されます。

- ③「予約通知書」が届きましたら、それを持参の上、役場で助成券の交付を受けてください。

▶御前崎市観光協会 ☎0548-63-2001

D. 松崎町の宿泊施設

- ①直接宿泊施設へ申し込みます。
- ②予約が取れたら松崎町観光協会へ予約内容を伝えてください。
- ③役場で助成券の交付を受けてください。
▶松崎町観光協会 ☎0558-42-0745

E. その他日帰り施設

ご旅行の予定が決まったら、事前に役場へ申請してください。ただし、キャンプ場や体験アクティビティなど、助成券の申請とは別に予約が必要な施設もあります。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

- その他… ●申請時に、町税等に未納が無いことの調査を行います。未納のある世帯へは、助成しません。
●予約の必要な施設では、キャンセル料が発生する場合がありますが、助成券をキャンセル料に充当することはできません。
●申請は、申請者ご自身の世帯分のみ行えます。別世帯の方の代理申請はできません。

■問い合わせ…昭和町役場 総務課 ☎275-8153

施設一覧

区分Ⅰ | 早川町観光協会 ☎0556-48-8633 山梨県南巨摩郡早川町高住650

	施設名	住所	電話番号	備考
宿泊施設	光源の里温泉ヘルシー美里	早川町大原野651	0556-48-2621	旅館
	すず里の湯ヴィラ雨畑	早川町雨畑699	0556-45-2213	旅館
	増田屋旅館	早川町赤沢1148	0556-45-2811	旅館
	西山温泉慶雲館	早川町湯島白沢83	0556-48-2111	旅館
	西山温泉元湯蓬莱館	早川町湯島73	0556-48-2211	旅館
	秘境冒険民宿山人砦	早川町奈良田403	080-2782-4408	民宿
	月夜見山荘	早川町西之宮1109	0556-45-2021	簡易民宿所
	囲炉裏のおうち宿したんどう	早川町草塩397	090-2533-7931	簡易民宿所
	西山温泉湯島の湯	早川町湯島1780-7	0556-48-2468	コテージ
	硯の里キャンプ場	早川町雨畑495	070-4305-1551	キャンプ場
	早川リバーサイドパークやまめびあ	早川町西之宮200	080-3718-8086	キャンプ場
日帰り施設	光源の里温泉ヘルシー美里	早川町大原野651	0556-48-2621	日帰り温泉
	すず里の湯ヴィラ雨畑	早川町雨畑699	0556-45-2213	日帰り温泉
	西山温泉湯島の湯	早川町湯島1780-7	0556-48-2468	日帰り温泉
	西山温泉元湯蓬莱館	早川町湯島73	0556-48-2211	日帰り温泉
	奈良田温泉女帝の湯	早川町奈良田486	0556-42-7382	日帰り温泉
	南アルプス邑野鳥公園	早川町黒桂745	0556-48-2288	自然体験 ほか
	硯の里キャンプ場	早川町雨畑495	070-4305-1551	キャンプ場
	本流堂	早川町千須和697	0556-45-2225	アクティビティ体験
	早川リバーサイドパークやまめびあ	早川町西之宮200	080-3718-8086	BBQ 施設利用のみ
	雨畑硯の里 硯匠庵	早川町雨畑709-1	0556-45-2210	硯作り体験ほか

区分Ⅰ | 鳴沢村観光協会 ☎0555-85-2312 山梨県南都留郡鳴沢村1575 鳴沢村役場 企画課内

	施設名	住所	電話番号	備考
宿泊施設	富士緑の休暇村	鳴沢村8532-5	0555-85-2236	ホテル
	じらごんの富士の館	鳴沢村8532-274	0555-85-3818	ホテル
	リゾートイン吉野荘	鳴沢村3480-1	0555-85-2260	旅館
	こばやし	鳴沢村1102	0555-85-2441	民宿
	なるさわ荘	鳴沢村2294	0555-85-2229	民宿
	吉陣	鳴沢村4285-6	0555-85-3555	民宿
	森の家久野屋	鳴沢村7216	0555-85-3155	民宿
	ともえ	鳴沢村7619-17	0555-85-2047	民宿
	富士の住み家 りぶらん	鳴沢村5595-1	0555-75-1789	貸切コテージ
	四季彩	鳴沢村2346-2	0555-85-3993	ペンション
	ロッヂスタックポイント	鳴沢村7137	0555-85-3144	ペンション
日帰り施設	ふじてんリゾート	鳴沢村8545-1	0555-85-2000	スキー場
	富士眺望の湯ゆらり	鳴沢村8532-5	0555-85-3126	日帰り温泉
	鳴沢氷穴	鳴沢村8533	0555-85-2301	観光施設
	パディーフィールド	鳴沢村11100-86	0555-85-3274	乗馬体験
	ブルーベリー生産組合臼田和	鳴沢村1450-1	090-8022-4311	収穫体験
	ブルーベリー生産組合大木原	鳴沢村2616-1	090-3563-5745	収穫体験

区分Ⅰ

身延町役場観光課 ☎0556-62-1116 山梨県南巨摩郡身延町梅平2483-36

	施設名	住所	電話番号	備考
宿泊施設	本栖湖いこいの森キャンプ場	身延町釜額 2035	0556-38-0559	キャンプ場・コテージ
	本栖湖アクティビティセンター（浩庵）	身延町中之倉 2926	080-8746-8622	キャンプ場・コテージ
日帰り施設	本栖湖いこいの森キャンプ場	身延町釜額 2035	0556-38-0559	アクティビティ体験
	本栖湖アクティビティセンター（浩庵）	身延町中之倉 2926	080-8746-8622	アクティビティ体験
	みのぶゆばの里	身延町相又 425-1	0556-62-6161	ゆば作り体験
	甲斐黄金村・湯之奥金山博物館	身延町上之平 1787 先	0556-36-0015	砂金採り体験
	富士川・切り絵の森美術館	身延町下山 1597（富士川クラフトパーク内）	0556-62-4500	切り絵の森美術館体験
	身延山ロープウェイ	身延町身延 4226-2	0556-62-1081	ロープウェイ乗車体験
	道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク	身延町西嶋 345	0556-20-4555	紙漉き体験

区分Ⅰ

松崎町観光協会 ☎0558-42-0745 静岡県賀茂郡松崎町松崎315-1

	施設名	住所	電話番号	備考
宿泊施設	公共の宿 伊豆まつざき荘	松崎町江奈210-1	0558-42-0450	旅館
	西伊豆松崎伊東園ホテル	松崎町江奈211-5	0570-041-780	旅館
	御宿しんしま	松崎町宮内284	0558-42-0236	旅館
	炉ばた館	松崎町道部58-2	0558-42-3070	旅館
	西伊豆ぐらんぷ	松崎町道部5	0558-36-3208	グランピング
	海光苑	松崎町岩地454-1-1	0558-45-0006	民宿
	浩美屋	松崎町石部132	0558-45-0203	民宿
	はしば荘	松崎町石部10	0558-45-0059	民宿
	大浜荘	松崎町石部41-1	0558-45-0811	民宿
	しょうふう亭	松崎町雲見1649-2	0558-45-0211	民宿
	仙造屋	松崎町雲見365	0558-45-0219	民宿
	俺の家	松崎町雲見368-1	0558-45-0630	民宿
	川端荘	松崎町雲見380	0558-45-0259	民宿
	大漁	松崎町雲見323	0558-45-0553	民宿
	半右衛門	松崎町雲見354	0558-45-0255	民宿
	吉右衛門	松崎町雲見357	0558-45-0358	民宿
日帰り施設	伊豆の長八美術館	松崎町松崎23	0558-42-2540	観光施設（木曜定休）
	長八記念館（浄感寺）	松崎町松崎234-1（要問合せ）	0558-42-0481	観光施設（不定休）
	国指定重要文化財 岩科学校	松崎町岩科北側442	0558-42-2675	観光施設（木曜定休）
	大沢荘 山の家野天風呂	松崎町大沢445-4	0558-43-0217	日帰り温泉
	大沢温泉 依田の庄	松崎町大沢153	0558-36-3020	日帰り温泉（水・木定休）
	公共の宿 伊豆まつざき荘	松崎町江奈210-1	0558-42-0450	日帰り温泉

区分Ⅱ

御前崎市観光協会 ☎0548-63-2001 静岡県御前崎市港6099-1

	施設名	住所	電話番号	備考
宿泊施設	静岡カントリーホテル	御前崎市門屋2070-2	0537-86-3311	ホテル
	ビジネスホテル玄 御前崎	御前崎市池新田4072-1	0537-85-6011	ビジネスホテル
	ホテルルートイン御前崎	御前崎市池新田2525-1	0537-85-0511	ビジネスホテル
	くれたけイン御前崎	御前崎市池新田7644	0537-85-1211	ビジネスホテル
	お宿なかにし	御前崎市御前崎8-1	0548-63-2020	旅館
	八光	御前崎市御前崎122-22	0548-63-5338	旅館
	聖火	御前崎市御前崎 11-41	0548-63-3816	旅館
	ペンションクロワッサン	御前崎市御前崎 8-19	0548-63-5656	旅館
	八潮	御前崎市御前崎 1578	0548-63-4282	旅館
	かけ家	御前崎市御前崎 1631-2	0548-63-2640	民宿

	施設名	住所	電話番号	備考
宿泊施設	民宿 岬	御前崎市御前崎 1551	0548-63-2681	民宿
	はまえんどう	御前崎市御前崎 411	0548-63-3038	民宿
	民宿たけゆう	御前崎市佐倉 1161-4	0537-86-6695	民宿
	いそかぜ	御前崎市佐倉 4562-1	0537-85-4811	民宿
	The Green Room INN	御前崎市白羽 7787	080-3090-2227	ペンション
日帰り施設	すいすいパークぶるる	御前崎市宮内 1581-1	0537-63-0195	プール

区分Ⅱ まきのほら活性化センター ☎0548-22-5600 静岡県牧之原市静波1771-5

		施設名	住所	電話番号	備考
宿泊施設	相良	旅の館 大沢	牧之原市新庄 11-1	0548-58-1287	民宿
		磯の宿 田沼	牧之原市相良 263-179	0548-52-4040	民宿
		民宿 文一	牧之原市大江 658-22-1	0548-52-1543	民宿
		民宿 もりまさ	牧之原市片浜 3380-378	0548-52-1526	民宿
		ペンション リリカル	牧之原市相良 218-1	0548-52-6888	ペンション
		ペンション むぎわらぼうし	牧之原市相良 263-3	0548-52-0151	ペンション
		ビジネスホテル おじろ	牧之原市須々木 2698-31	0548-52-3247	ビジネスホテル
		旅館 なかたに	牧之原市相良 237-15	0548-52-0296	旅館
	せせらぎの宿 大とく屋	牧之原市大江 50-1	0548-52-0055	旅館	
	榛原	民宿 東海	牧之原市静波 1699-2-150	0548-22-1293	民宿
		オーシャンビュー はまゆう	牧之原市静波 2228-48	0548-22-1210	民宿
		ペンション セイラーズ	牧之原市静波 2220-76	0548-22-6511	ペンション
		旅館 はちぼし	牧之原市静波 3114-1	0548-22-6688	旅館
		料理旅館 わかき家	牧之原市静波 329	0548-22-0331	旅館
	日帰り施設	相良	さがら子生れ温泉会館	牧之原市西萩間 672-1	0548-54-1126
B&G 海洋センタープール			牧之原市波津 572	0548-52-4600	プール
さがら サンビーチ海の家			牧之原相良	0548-22-5600	海の家
榛原		静波海水浴場海の家	牧之原市静波	0548-22-5600	海の家

区分Ⅱ 河津温泉旅館組合 ☎0558-32-0323 静岡県賀茂郡河津町笹原72-12

		施設名	住所	電話番号	備考
宿泊施設	今井浜温泉	伊豆今井浜東急ホテル	河津町見高35-1	0558-32-0109	ホテル
		かね吉一燈庵	河津町見高123-5	0558-32-0345	旅館
		心のどか	河津町見高109	0558-32-2302	旅館
		今井荘	河津町見高127	0120-462-800	旅館
	河津浜温泉	磯あるきの湯宿潮雲	河津町浜357	0120-28-2171	旅館
		海遊亭	河津町浜64-1-1	0558-34-1237	旅館
	谷津温泉	旅師の宿やかた	河津町谷津333	0558-32-1291	旅館
		離れ家 石田屋	河津町谷津226	0558-32-1001	旅館
		アミ・ドローラ[リバティール・リゾート]	河津町谷津171-1	0558-36-3333	ホテル
	峰温泉	花舞竹の庄	河津町峰487-2	0558-32-0261	旅館
		かわづの里	河津町峰520-1	0558-32-0888	旅館
		玉峰館	河津町峰440	0558-34-2040	旅館
	湯ヶ野温泉	ファミリー&リゾート川ばた	河津町川津筏場188	0558-35-7310	旅館
		福田家	河津町湯ヶ野236	0558-35-7201	旅館
	七滝温泉	青木の坂	河津町梨本342-1	0558-35-7187	旅館
七滝温泉ホテル		河津町梨本372	0558-35-7311	旅館	
水鞠		河津町梨本424-2	0558-35-0505	旅館	

子ども・子育て支援金制度が始まっています



令和8年度より皆様が加入されている医療保険の保険料に子ども・子育て支援金分の保険料が加算されます。これは、国民健康保険、後期高齢者医療保険だけでなく、ほかの公的医療保険（共済組合・健康保険組合・国民健康保険組合等）に加入されている方も同様です。

国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入されている方については、年間保険料・算定方法を7月に通知いたします。なお、令和8年度の税率・保険料率等は以下の通りです。

なお、それ以外の公的医療保険に加入されている方については、加入している保険組合等にお問い合わせください。

● 令和8年度 国民健康保険税 税率

医療分税率		後期分税率		介護分税率		子ども子育て支援金分税率	
所得割	7.90%	所得割	2.92%	所得割	2.43%	所得割	0.32%
均等割	28,000円	均等割	9,700円	均等割	9,500円	均等割	1,400円 ^{※1}
						18歳以上均等割	100円 ^{※2}
平等割	27,500円	平等割	8,500円	平等割	7,000円	平等割	1,100円
賦課限度額	670,000円	賦課限度額	260,000円	賦課限度額	170,000円	賦課限度額	30,000円

※1 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である方にかかる均等割は全額軽減されます。

※2 18歳に達する日以後の最初の4月1日以後の方

● 国民健康保険税 子ども・子育て支援金ケース別試算表

(単位：円)

子ども2人 大人2人の 4人家族で 世帯給与収入 600万円の場合 (軽減無し)	子ども子育て支援金分	所得割	12,576	2人世帯で 65歳以上 年金収入夫婦で、 夫の年金収入 240万円、 妻の年金収入 120万円の場合 (2割軽減)	子ども子育て支援金分	所得割	2,784
		均等割平等割	4,100			均等割平等割	4,100
		子ども子育て支援金計(百円未満切り捨て)	16,600			子ども子育て支援金計(百円未満切り捨て)	5,500
		月々の支払額	1,844			月々の支払額	611
		子ども子育て支援金抜きの税額	611,900			子ども子育て支援金抜きの税額	183,200
1人世帯で 所得0円の場合 (7割軽減)	子ども子育て支援金分	課税額計	628,500	2人世帯で 営業所得 2,000万円の場合 (軽減無し)	子ども子育て支援金分	課税額計	188,700
		月々の支払額	69,833			月々の支払額	20,967
		所得割	0			所得割	62,624
		均等割平等割	2,600			均等割平等割	4,100
		子ども子育て支援金計(百円未満切り捨て)	700			子ども子育て支援金計(百円未満切り捨て)	30,000
		月々の支払額	78			月々の支払額	3,333
		子ども子育て支援金抜きの税額	22,000			子ども子育て支援金抜きの税額	1,100,000
		(賦課限度額)				(賦課限度額)	
		課税額計	22,700			課税額計	1,130,000
		月々の支払額	2,522			月々の支払額	125,556

※月々の支払額は、支払月である7月から3月までの9回で割った金額となります。 ※子ども子育て支援金=子ども・子育て支援金

● 令和8年度 後期高齢者医療保険料率

● 医療費分

(10円未満切り捨て) 年間保険料	=	均等割額	+	所得割額
		52,610円		賦課のもととなる所得金額 ^{※3} ×9.44%
		子ども・子育て支援金分	+	所得割額
		均等割額		賦課のもととなる所得金額 ^{※3} ×0.25%
		1,330円		

※3 「賦課のもととなる所得金額」とは前年の総所得から基礎控除額(43万円)を控除した額です。

前年の所得が2,400万円を超える場合、基礎控除額が段階的に少なくなります。

○保険料は、被保険者の世帯・所得に応じて算定されます。

○賦課限度額は、医療費分は85万円、子ども・子育て支援金は2万1,000円となります。



児童手当現況届及び各種変更の届出について

6月は児童手当現況届の提出月となります。令和4年度から児童手当制度の改正に伴い、一部の方を除き、現況届の提出が原則不要となっております。

次に該当する方には、現況届についての通知を6月上旬にお送りしますので、必ずご提出をお願いいたします。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が昭和町と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、昭和町から提出の案内があった方
- ⑥ 監護・生計の負担をしている大学生年代(学生ではない子)の子がおり、その子に兄妹が2人以上いる方



● 現況届の際に提出するもの ☒

- ☐ 現況届(同封する記入例に従って必要事項を記入してください。)
- ☐ 保険資格が確認できる書類(共済組合に加入している方のみ)
令和8年6月1日現在で共済組合以外の健康保険に加入している方は提出不要です。
- ☐ 別居監護申立書(単身赴任、児童の学校の関係等で児童の住民票が違う方のみ提出してください。)
- ☐ 監護相当・生計費の負担についての確認書(上の⑤に該当する方)

現況届は年に一度、6月1日時点の受給者と児童の状況を届け出いただき、引き続き児童手当を受給する要件を満たしているか確認するためのものです。現況届が提出されない場合は、6月分以降の児童手当は支給できませんのでご注意ください。

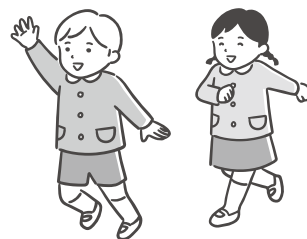
所得上限額を超過したことにより受給資格が消滅している方へ

令和6年10月より、児童手当受給における所得制限が撤廃されました。以前受給資格が消滅した方で、申請がお済でない方は認定請求書の提出が必要となります。

児童手当を受給中の全ての方

● 次の変更事項があった方は、必ず届け出てください。

- ① 受給者の加入する年金が変わったとき(3歳未満の児童がいる世帯のみ)
- ② 受給者が公務員になったとき
- ③ 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ④ 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ⑤ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ⑥ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑦ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑧ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- ⑨ 大学生年代の子に対して、監護・生計費の負担をしなくなった方
- ⑩ 大学生年代の子が、中退等により以前提出していただいた卒業予定年月日より早く就学を終了した方



児童手当の制度改正について

令和6年10月より児童手当につきまして次のような制度改正がありました。

- 所得制限が撤廃
- 支給対象児童が高校生年代まで延長
- 第3子以降の支給額が3万円に増加
- 第3子以降のカウントが高校生年代から大学生年代に拡大(大学生年代は支給対象に含まれません)
- 支給月が年3回から年6回に変更

制度改正に伴いまして、児童手当認定・増額の請求がお済でない方は、申請の手続きをしてください。

問い合わせ 町民窓口課(☎275-8264)

ご存知ですか

成年後見制度



【成年後見制度とは？】

認知症や障がいなどで判断能力が衰えても、安心して本人らしい生活が続けられるよう権利を守り、保護・支援するための国の制度です。この制度には2種類あり下記のように分かります。



法定後見制度

- ・すでに判断能力が低下している場合に利用する
- ・ご本人の判断能力に応じて支援の範囲が変わる



任意後見制度

- ・判断能力があるうちに将来に備えるもの
- ・自分が選んだ人と、いざという時のために公正証書で契約する

成年後見制度では大きく分けて、以下の2つの分野の支援をします。

財産の管理



- ✓ お金や財産の管理
- ✓ 税金や保険料、介護費用などの支払い
- ✓ 遺産相続の話し合いへ本人の代理で参加
- ✓ 不利益な契約の取消

生活の支援



- ✓ 適切な医療を受けるための手配
- ✓ 要介護認定などの申請
- ✓ 介護サービス利用、介護施設入所のための契約
- ✓ 住む場所を決めるための契約

Q どんな人が「成年後見人」になるの？

A ご本人の家族や親せきのほか、法律・福祉の専門家などがなります。
ご本人に合った人を家庭裁判所が決めます。

Q 成年後見制度を利用するにはお金が必要？

A 制度の利用が始まると、お手伝いしてもらう仕事に対してお金を支払います。支払う金額は家庭裁判所が決めます。低所得の方を支援する制度もあります。

よくあるご質問

Q 自分のお金は自由に使えるの？

A 普段の買い物などは自由にできます。後見人はご本人が損をしないようにお金を守ることや、どのように使うかのお手伝いをします。

Q 成年後見人にできないことはある？

A 実際に介護することや、調理・掃除・日用品の買い物などはお手伝いできません。また手術するかどうかを決めることもできません。

問い合わせ

昭和町社会福祉協議会 成年後見センター ☎267-7712
福祉介護課 ☎275-8784



昭和町 子育て支援 応援クーポンを 給付します

給付期間： 令和8年6月～令和9年3月まで

町では、0歳から2歳までの子どもの保護者に対しおむつ用品の給付を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長の促進と子育て支援を図ることを目的とし、子育て支援応援クーポンを実施します。

● 補助の対象となる方

令和8年4月1日時点の年齢が3歳未満の子ども(令和5年4月2日以降に生まれた子ども)の保護者で、町内に住民登録のある方。

※年度途中での出生及び転入については、住民登録の届けのあった翌月分から対象となります。

● 対象となるおむつ用品

✓ 紙おむつ等



・テープタイプ
・パンツタイプ
・パット 等

✓ おしりふき



✓ 布おむつ



● 補助額

1カ月あたり **1,500円**

(クーポンは月ごと使用期限があります。)

※おつりは出ません。

● 補助金給付方法

対象世帯にクーポンを郵送します。

● 使用方法

指定取扱店での会計時にクーポンを提出することにより、会計から1,500円引かれます。

● 指定取扱店

取扱店については、クーポン郵送時に同封のご案内やホームページ等にてお知らせいたします。

問い合わせ

昭和町子育て支援課 児童家庭係 ☎267-5255

平日 午前8時30分～午後5時15分

昭和町地域包括支援センターだより

ご自身、ご家族、身近な人に、こんなお悩みはありませんか？

介護のことって
どこに相談すれば
いいの？

介護のことが
わからない！



介護サービスって
どんな内容が
あるのかしら？

老後が心配…。



高齢者の権利や
財産を守る制度に
ついて知りたい！

いつまで家で
暮らせるかなあ。



ひとり暮らしの親の
物忘れや体の衰えが
心配だわ。

仕事しながらの
介護は大変…。



高齢者の困りごと・心配ごとは『地域包括支援センター』にご相談ください！

地域包括支援センターとは？

住み慣れた地域で、いつまでも健やかに安心して生活していけるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支援します。

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー・作業療法士などの専門職が在籍し、それぞれの専門性を活かしながら、高齢者とそのご家族の悩みや課題の解決に取り組んでいます。



昭和町の
地域包括支援センターは

- 総合会館
- 福祉介護課内

にあるよ！



ご相談・問い合わせ

福祉介護課 地域包括支援センター ☎275-8784

住宅普及促進事業費補助金

昭和町では、良好な住環境の整備促進、脱炭素社会の実現、地域の防災力の向上及び住宅産業の振興を図るため、「やまなしKAITEKI住宅指針」に定めるKAITEKI住宅基準を満たした住宅を建築または取得した方を対象に費用の一部を補助します。*昭和町内の住宅に限ります。

申請期間

令和8年4月1日～令和9年2月26日まで

*申請期限内であっても、やまなしKAITEKI住宅の認定通知日又は購入日から6ヶ月以上経過した方は申請できませんのでご注意ください。

補助対象者

次の条件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 昭和町内に存するやまなしKAITEKI住宅認定制度の認定住宅を自ら居住することを目的に建築又は取得した方
- (2) 申請日において認定住宅の所在地に住民登録がある方
- (3) 町税等に滞納がない方
- (4) 昭和町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員等に該当しない方
- (5) やまなしKAITEKI住宅の認定通知日又は購入日から6ヶ月以内に補助金の申請をする方

補助対象住宅

- (1) 昭和町内に存するやまなしKAITEKI住宅認定制度の認定住宅であること
- (2) 県内事業者が建築の工事を施工した認定住宅であること

必要書類

- (1) 昭和町やまなしKAITEKI住宅普及促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書
- (2) やまなしKAITEKI住宅認定通知書の写し
- (3) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し
- (4) 認定住宅の建築工事を施工した県内事業者の建設業の許可通知書の写し
- (5) 申請者の口座情報が分かるものの写し
- (6) 交付対象住宅の写真
- (7) 申請者の本人確認書類の写し
- (8) その他、町長が必要と認める書類



補助金額一覧表

認定住宅の種類及び県産木材の使用量の区分	補助金の額	
	子育て世代等*	子育て世代等以外
やまなしKAITEKI住宅	40万円	20万円
やまなしKAITEKI住宅/ZERO	60万円	40万円
やまなしKAITEKI住宅/FORET	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が5㎡以上であり、かつ、木材使用量の30%以上である場合	60万円	40万円
県産木材の使用量が7.5㎡以上であり、かつ、木材使用量の40%以上である場合	70万円	50万円
県産木材の使用量が10㎡以上であり、かつ、木材使用量の50%以上である場合	80万円	60万円
やまなしKAITEKI住宅/ZERO・FORET	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が5㎡以上であり、かつ、木材使用量の30%以上である場合	80万円	60万円
県産木材の使用量が7.5㎡以上であり、かつ、木材使用量の40%以上である場合	90万円	70万円
県産木材の使用量が10㎡以上であり、かつ、木材使用量の50%以上である場合	100万円	80万円
やまなしKAITEKI住宅リノベ	60万円	40万円
やまなしKAITEKI住宅リノベ/ZERO	80万円	60万円
やまなしKAITEKI住宅リノベ/FORET	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が5㎡以上であり、かつ、木材使用量の30%以上である場合	80万円	60万円
県産木材の使用量が7.5㎡以上であり、かつ、木材使用量の40%以上である場合	90万円	70万円
県産木材の使用量が10㎡以上であり、かつ、木材使用量の50%以上である場合	100万円	80万円
やまなしKAITEKI住宅リノベ/ZERO・FORET	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が5㎡以上であり、かつ、木材使用量の30%以上である場合	100万円	80万円
県産木材の使用量が7.5㎡以上であり、かつ、木材使用量の40%以上である場合	110万円	90万円
県産木材の使用量が10㎡以上であり、かつ、木材使用量の50%以上である場合	120万円	100万円

*子育て世代等とは以下の世帯をいう。

子育て世代：認定住宅の建築工事着手又は認定住宅を購入した年度の4月1日時点で18歳未満の子がいる世帯

若者夫婦世帯：認定住宅の建築工事着手又は認定住宅を購入した年度の4月1日時点で夫婦のいずれかが39歳以下の世帯



自転車用ヘルメット 購入費用を補助します

町では、町内在住者を対象に自転車用ヘルメット着用を促進するため、ヘルメット購入費用の一部を補助します。

安全基準を
満たしている
ヘルメット
対象!



対象者 (右記①②の要件を満たす方)

- ① 町内在住の方
- ② 町税の滞納がないこと

補助金額

上限額 2,000円

※購入金額が2,000円以下の場合は、100円未満端数切捨
※1人1個かつ1回限りの補助
※令和8年1月1日以降に購入した自転車用ヘルメットに限ります。

必要書類

- ① 申請書兼請求書
(企画財政課窓口にて配布または町HPからダウンロード)
- ② 領収書など購入を証明できる書類
- ③ カタログの写しまたはヘルメット全体・安全基準のわかるマークの写しの写し
※領収書等、証明できる書類を紛失した場合は相談してください

対象となるヘルメット

- ・SGマーク ・JCFマーク
- ・CEマーク ・GSマーク
- ・CPSCマーク など、安全基準を満たしていること

申請方法

必要書類を企画財政課(行政係)へ提出してください。

申請受付期間

令和9年 **2月26日(金)** まで

問い合わせ

企画財政課 行政係 ☎275-8154

昭和町・中央市
共同開催

『創業塾』 受講生 募集!



昭和町で開業したい人、集まれ! 創業3年以内も大歓迎

昭和町・中央市の両商工会では、これから創業を目指す方や創業後3年以内の方を対象に、専門の講師による「創業塾」を開催します。

創業には、資金やさまざまな手続き等、多くの課題があります。このセミナーでは、創業の心構えから、経営・財務、マーケティング等、創業とその後の経営に必要な知識を身に付け創業計画を作り上げます。昭和町にお店を開きたい、会社経営を始めたいとお考えの方からのご応募をお待ちしております。

回数	開催日時	内容
1日目	6月16日(火)	自分の棚卸と創業アイデアの仮設定
2日目	6月23日(火)	18時30分 創業計画立案:勝ち筋を設計する
3日目	7月 7日(火)	21時00分 創業計画立案:事業を形と数字にする
4日目	7月21日(火)	創業後を見据えた基礎知識

※カリキュラムの内容に多少の変更があります。

※必要に応じて、専門家に個別相談を受けることができます。

講師

ITO中小企業経営研究所
中小企業診断士 伊藤 文仁氏

場所

昭和町商工振興センター2階 研修室
(昭和町西条902-1)

参加費用

5,500円(全4回分)

定員

1クール10名
(定員になり次第締め切ります)

申し込み

右のQRコードからお申込みください。



申し込み
フォーム

■ 特定創業支援事業の証明について ■

本セミナーは、産業競争力強化法に基づく特定創業支援に指定されており、すべてのカリキュラムを受講した方、または、個別相談等により未受講の内容を補完できたと認められた方は、町から証明書の発行を受けることができます。(全4回のセミナーまたは個別相談参加が証明書取得の必須要件になります。)

証明を受けることで、補助金の申請や法人設立の登録免許税の減税などに利用できます。(本町外での創業については、登録免許税の減免等は摘要されません。)

問い合わせ

昭和町商工会 ☎275-3344

昭和町役場 環境経済課 ☎275-8355

No.325

令和8年6月号

教育 昭和

Education
Showa

三つの歯車が一つになって

Learn まな **学ぶ**

Teach おし **教える**

Nurture はぐく **育む**

昭和町教育委員会 ☎275-3737

昭和町民会議

西条小学校と押原小学校に新横断幕を贈呈

町民会議では、昭和町の子どもたちが明るく素直な子どもになってもらいたい、地域の大人たちにも子どもたちを温かく見守っていただきたいとの願いから、4校に順に横断幕を送っています。令和7年度は西条小と押原小の2校でした。

設置する学校より作品を募集し、西条小からは4年の櫛田あかりさんの「『いってきます』元気のスイッチ



今日もオン」、押原小からは6年の小野朝葉さんの「にこにこのえがおでつくる昭和町」が横断幕標語として採用されました。

この横断幕には、家庭の日ポスター最優秀賞の西条小望月一乃さん、同賞の押原小秋山侑空さんの作品が、図案として入っています。

会長の塩澤町長より2校への贈呈の後、各校のフェンスへ早速設置しました。新横断幕の標語をぜひご覧ください。



給食センター

6月は食育月間です ～ 毎月19日は食育の日 ～

6月は「食育月間」、そして毎月19日は「食育の日」です。食育とは、食べることを通して健やかな心と体を育む取り組みであり、子どもたちが生涯にわたって健康的な食生活を送る力を身につけるための大切なものです。

平成17年6月に「食育基本法」が制定されてから、今年で21年が経ち、国全体で食育の推進が図られてきました。一方で、近年は米不足や食材料価格の高騰など、食を取り巻く新たな課題も見られ、改めて食の大切さが見直されています。

学校給食では、栄養バランスのとれた食事の提供に加え、旬の食材や地元食材を活用した献立、郷土料理や行事食などを取り入れています。これらを通して、食に関する正しい知識や食べ物を大切にする心を育むと

もに、食文化や季節の移り変わりを感じられるよう工夫しています。給食の時間は、友達と食べる楽しさや感謝の気持ち、食事のマナーを学ぶ大切な場でもあります。配膳や後片付けを協力して行うことで、思いやりの心も育まれます。

また、「朝ごはんをしっかり食べる」「よくかんで食べる」「好き嫌いせずに食べる」といった日々の食習慣も、健やかな成長には欠かせません。ご家庭でも食事の時間を大切に、食べ物について話す機会を持つことで、子どもたちの食への関心を高めていただければと思います。

食育月間をきっかけに、毎日の食生活を見直してみたいいかがでしょうか。給食センターでは、これからも子どもたちの健やかな成長を支える、安全でおいしい給食づくりに努めてまいります。